JAF公認　地方競技
公認番号　2026-5019

Kicking off Rally Challenge 2026 やんばるラリー

【開催日】
2026年12月6日(日)

特別規則書(草案)

主催：OKINAWA MOTOR SPORTS CLUB MABUI (OMM)
協賛：沖縄トヨタ自動車株式会社
協力：やんばるラリーツーリズム受入推進協議会
　　HDS Mobility Club (HDS)　JMRC 九州
後援：沖縄県本部町

公示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもとに、国際自動車連盟（FIA）の国際スポーツ競技規則、並びにその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその細則、ラリー競技開催規定及びその細則、ならびに本大会特別規則に従って開催される。

第1章　　大会告知

第1条 プログラム

項　　目	日　　時	場　　所
参 加 申 込 の 開 始 日	2026 年 11 月 7 日(土)	大会事務局（第７条オーガナイザー事務局）
参 加 申 込 の 締 切 日	2026 年 11 月 28 日(土)	大会事務局（第７条オーガナイザー事務局）

２０２６年１２月６日（日）		
サービスパークオープン	8:00～17:30	八重岳桜の森公園駐車場
ラリーＨＱの開設時間	8:00～17:30	八重岳桜の森公園駐車場　管理棟
公式掲示板設置時間	8:00～17:00	八重岳桜の森公園駐車場　管理棟
ロードブック発行	8:00～	八重岳桜の森公園駐車場　管理棟
レッキ受付 /公式参加確認受付	8:20～ 8:50	八重岳桜の森公園駐車場　管理棟
レッキ	9:00～10:00	
ラリーセミナー実践編 （公式車検、緊急時の対応）	10:00～11:00	八重岳桜の森公園駐車場
第１回審査委員会	10:30	八重岳桜の森公園駐車場　管理棟
スタートリスト公示	11:00	公式掲示板
開会式、ブリーフィング	11:15	八重岳桜の森公園駐車場
レグ１スタート	12:00	八重岳桜の森公園駐車場　管理棟
ラリーフィニッシュ(先頭車)	15:50(予定)	八重岳桜の森公園駐車場
暫定結果の発表	16:00(予定)	公式掲示板
正式結果発表・表彰式	16:30(予定)	八重岳桜の森公園駐車場　管理棟

第2条 競技会の名称

Kicking off Rally Challenge 2026 やんばるラリー

第3条 競技の格式

地方格式　　公認番号:2026－5019

第4条 競技種目

4輪自動車によるタイムトライアルを含むスペシャルステージラリー

第5条 開催日程及び競技開催場所

12月6日(日)		
場　　所	八重岳桜の森公園駐車場を起点とする一般道および町道	
競技会HQ	八重岳桜の森公園 管理棟	〒905－0222 沖縄県国頭郡本部町並里921番地 (HQ レイアウトについては細則に示す)
レッキ集合場所	八重岳桜の森公園 駐車場	
サービスパーク		
スタート/ゴール	八重岳桜の森公園 駐車場	
表彰式会場	八重岳桜の森公園 管理棟	

第6条 コース・距離・路面

	チャレンジ1，2クラス
コースの総距離(　路　面　)	約57Km （ 舗装 ）
スペシャルステージの総距離	約9km
スペシャルステージの数	4
スペシャルステージの路面	舗装
セクションの数	1
レグの数	1

第7条 オーガナイザー

主　　催　JAF加盟クラブ OKINAWA MOTOR SPORTS CLUB MABUI（OMM） 代表者 當間秀文

所 在 地　〒904－2203 沖縄県うるま市川崎249番地1

T E L　090－8838－7285　FAX　098－988－5150

E：mail　hide4359@yahoo.co.jp

第8条　組織

8―1 大会役員

大会名誉会長　仲宗根 章　　(本部町長)

大会会長 :　TBA　　(沖縄トヨタ自動車株式会社)

組織委員長 :　星野 元　　(JMRC 九州運営委員長)

組織委員 :　當間秀文　(OMM)　名嘉晋一朗　(HDS)

高良一史　(OMM)　大城敬一　(本部町)

8―2 競技会役員

（1）競技会審査委員会

競技会審査委員長 ： 市山智博（GRAVEL）

競技会審査委員 ： 一谷有二（組織委員会任命）

（2）競技役員

競技長	：當間秀文 （OMM）		
コース委員長	：平良篤志 （OMM）	技術委員長	：與那覇政良 （APC）
計時委員長	：名嘉晋一朗 （HDS）	医師団長	：鍛 良之 （外科医）
救急委員長	：富田美苗 （R.C.OCHAMU）	事務局長	：秋竹 純 （FMSC）

第9条 参加申し込み受付期間

2026年11月7日（土） ～ 2026年11月28日（土） 必着

第10条 参加申込方法及び参加料等

10－1 申込先

OKINAWA MOTOR SPORTS CLUB MABUI （OMM）事務局

〒904－2203 沖縄県うるま市川崎249番地1

Tel：090－8838－7285 Fax：098－988－5150 E－mail： hide4359@yahoo.co.jp

10―2 参加料等

【参加料】

・JMRC九州会員 22，000円（レッキ代含）

・JMRC九州会員以外 40，000円（レッキ代含）

【サービス車両登録】

無料（但し、競技車両１台に対し1台のスペースしかありません）

【JMRC九州共済ラリー特約】（加入希望者）

1台 5，000円

（ラリー特約に加入するためには、JMRC九州共済加入＋スポーツ安全保険加入が必須）

10－3 参加申込みに必要な書類

- JMRC九州統一ラリー競技参加申込書(JMRC九州ホームページでダウンロード可)
- レッキ誓約書
- 車検証コピー
- サービス登録用紙
- ラリー競技に有効な対人賠償保険、傷害保険の証券または領収証の写し（補償内容がわかるもの）
  JMRC九州共済ラリー特約への加入希望者は申込書（JMRC九州加盟クラブ所属員に限る）
- 入金明細書
- 参加料は現金書留とする（振込を希望する場合は事務局に問合せること）
- 「競技参加誓約書」については、公式参加確認時にHQへ持参すること

参加車両名は必ず車両名（型式ではなく通称名ヤリス・86等）を入れること。

10－4 **参加受理**

① 正式参加受理後の参加料及び参加申込書類はオーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き返還は行わない。

② オーガナイザーは国内競技規則「4－19」に従って、エントリーを拒否する権利を有する。この場合、参加料は事務手続き費用として1件につき2，000円を差し引き返還する。

③ 参加受理の諾否はJMRC九州のホームページ上にて当該週にエントリーリストを発行することで受理書に換える。

第11条 保 険

日本ラリー競技開催規定第6条に基づき、ラリー競技中に有効な対人賠償保険（または共済等）および搭乗者保険（または共済等）に加入すること。

第12条 参加台数

本競技会の総参加台数は合計25台までとする。

第13条 レッキの実施方法

	項 目	チャレンジクラス
1）	レッキ参加確認日時	2026年12月6日（日） 8:20～8:50
2）	レッキ参加確認場所	八重岳桜の森公園 管理棟 HQ
3）	スケジュール	スペシャルステージを1回走行予定
4）	ルート	実施詳細はレッキ指示書に示す。
5）	遵守事項	レッキの間、競技者は運転マナーを遵守し、いかなる場合にも他の道路使用者の安全と権利を尊重しなければならない

第14条 計時

14－1 計時はすべてオーガナイザーの所持する時計により行う。ラリー全体を通して使用する公式標準時刻はNTT(電話117)の時報による日本標準時刻とする。

14－2 TC4Aは早着ペナルティの対象としない。

第15条 スペシャルステージの計測およびスタート

15－1 自動計測器を使用し、1／10秒まで計測する。

15－2 スタートは原則スタートリスト順、または直前のTC通過順に1分間隔とする。

15－3 スタートの方法および合図は、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第29条.6に従って行い、細則3に示すカウントダウンシステム（フライングチェック機能も含む）を使用する。

第16条 賞典

チャレンジ 1　　1～3位 JAFメダル、副賞

チャレンジ 2　　1～3位 JAFメダル、副賞

※ 参加台数が少ない場合は賞典を制限する。

第17条 クラス区分および参加車両

クラス区分		参加車両	
チャレンジ	1	RF 車両	AT 車両又は～1,500ccの車両（駆動区分なし）
	2		1,500cc～の車両（駆動区分なし）

※ 参加台数が少ない時はクラスを統合する場合がある

第18条 参加資格

18－1 競技参加者（ドライバー,コ・ドライバー）は有効な自動車運転免許証と有効な競技運転者許可証

の所持者でなければならない。

18－2 競技参加者（ドライバー,コ・ドライバー）は競技中に有効な（1，000万以上）の障害保険証、又はJMRC九州が発給した当該年度有効のメンバーズカードとスポーツ安全保険加入証を有すること。

第19条 参加者に対する指示及び公示（公式通知）

19－1 競技会審査委員会は国内競技規則4－9および10－10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることが出来る。

19－2 本規則書に記載されていない競技運営に関する細則、並びに指示事項は、公式通知により指示される。

第20条 公式参加受付（および出走確認）

下記の書類を参加受付時に提示すること。

20－1 ・ クルー（ドライバー及びコ・ドライバー）の自動車運転免許証
・ クルー（ドライバー及びコ・ドライバー）の競技運転者許可証
・ JMRC九州会員は共済会メンバーズカード

20－2 競技参加誓約書（クルーおよびサービス登録員の署名があるもの）

20－3 自動車損害賠償責任保険証

20－4 ラリー競技に有効な対人賠償保険の証券原本

第21条 クルー及び参加車両の変更

21－1 正式参加受理後のクルー及び参加車両の変更は認められない。但し、コ・ドライバー及び参加車両の変更は公式参加受付終了前までに理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

21－2 参加クラスの変更を伴う参加車両変更は認められない。

第22条 車両に関する規定

すべての参加車両はRF車両（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、2026年JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRF車両とする。（RRN・RJ・RPN・AE車両も含まれる）

第23条 安全装備

2026年JMRC九州ラリーチャンピオンシリーズ競技会開催要綱 3.その他に定める安全装備に従うこと。

23－1 ヘルメットについては当該年JAF国内競技車両規則第5編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」1.ヘルメット1)に従うこと。製造後10年を経過しているもの、または著しい傷、損傷がある物については使用を認めない。

23－2 安全ベルト（4点式以上のフルハーネスベルト）は必ず装着し、JAF国内競技車両規則第5編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則1．2」に従ったヘルメットおよびグローブ、レーシングスーツと同等の物を着用すること。

23－3 三角停止表示板2枚（必須）は、着座した状態で工具を使用する事なく容易に取り外せる場所へ設置すること。また、非常用信号灯・牽引用ロープ・救急薬品を搭載していること。

23－4 消火装置については、当該年JAF国内競技車両規則「第2編ラリー車両規定第2章安全規定」第4条消火装置4.1）手動消火器に従い装備すること。

23－5 後続車への合図の為に必要な**A3版の「OK」「SOS」マークの入ったボード**を必ず2枚所持する

こと。（JMRC九州ホームページよりダウンロード可能）

第24条　参加車両検査

24－1　すべての参加車両はオーガナイザーが指定した場所、および時間において車両検査を受けなければならない。

24－2　規定の時間内で車両検査に合格しない場合、スタートは認められない。

24－3　ゴール後の暫定結果に従い、上位入賞車両に対して再度、車両検査を行う。

24－4　競技中であっても、技術委員長が必要と認めた場合は車両検査を行う。

24－5　技術委員が要求する車両各部の分解および検査終了後、再組立はすべてクルーの用意する人員工具、部品によって行うもの。

24－6　必要に応じて車両保管を行う場合がある。その場合、車両保管所へのクルーおよび関係者の立ち入りは許可されない。

第25条　参加者（クルー）の遵守事項

25－1　クルーは競技運営上あらゆる規定指示に従い、常に明朗公正な言動を心掛け、大会関係者ならびに審査委員の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。

25－2　競技会当日の参加受付はクルー自身が行うこと。

25－3　競技中いかなる時も、道路交通法の遵守を最優先とすること。また、レッキにおいても道路交通法を遵守し、急発進、旋回停止、蛇行など挙動乱走しないこと。

25－4　明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲ること。

25－5　登録したクルー以外は乗車してはならない。

25－6　何らかの理由により、やむを得ず競技をリタイヤした場合は、直ちに最寄りのオフィシャルにリタイヤ届を提出すること。（第34条に同じ）

25－7　スペシャルステージ（以下、SS）区間や、オーガナイザーが指示した地点では必ずヘルメットおよびグローブ、安全ベルトを装着、サイドウインドウを必ず閉めて走行すること。

25－8　SNSへの投稿や書き込み、動画撮影などはモラルやマナーを守った範囲で行うこと。

第26条　SS内におけるクルーの安全

26－1　SS内で参加車両がやむを得ず停止した場合、クルーはその場所から**少なくとも50m手前の目立つ場所に、三角停止表示板（1枚）を配置し、後続車両に適切な合図**を行わなければならない。また停止した車両の真後ろにも、三角停止表示板（1枚）を配置すること。なお、**車両がコース上にない場合も、三角停止表示板を2枚配置**しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。

26－2　救急医療措置が不要な場合、もしくは消火が必要でない場合も**「OK」ボード**は当該ステージを走行する**後続の全車両に対し明瞭提示する**こと。また、他に援助を行おうとしている場合は、そちらに対しても同様に提示すること。停止車両がコース上の場合は、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車に合図し、当該区間最終車両が通過するまで続けること。その後、速やかに復帰が可能か否を判断すること。

26－3　復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。特に後続車両が接近した場合は、作業を中断して安全な所へ退避すること。

26－4　復帰不可能と判断した場合、当該区間の最終車両が通過するまでコース外の安全な所に退避すること。

26－5　クルーが**車両から離れる場合、後続車にはっきりと見える場所に「OK」ボードを提示**しておくこと。（トラブル車両が安全な場所に停止している場合）

26－6　近接した地点に複数車両が停止した場合、それぞれ上記の26－1～5を実施すること。

第27条　ドライバーズブリーフィング

27－1 ドライバーズブリーフィングはスタート会場にて行う。

27－2 すべての乗員及び競技参加者は必ずブリーフィングに出席し、署名を行うこと。

第28条　ゼッケン・ラリー競技会之証及びスポンサーマークの添付指定

ゼッケンは、ボンネット（1枚）と左右フロントドア（各1枚）に貼付、**「ラリー競技会之証」**は、左リアガラスに貼付すること。スポンサーステッカーがある場合は、別途指定する。 これらのものは、大会開催日の参加受付時に直接配布し、公式車検において貼付位置の確認を行う。

第29条　給油・燃料補給

本ラリーでは燃料の給油場所は設けない。スタート前までに、燃料を補給しておくこと。

第30条　サービスとサービスパーク

30－1 競技中はオーガナイザーが指定した場所（サービスパーク)以外で、整備作業を行うことは出来ない。

30－2 整備作業を行うことができる者は、当該車両のクルーおよびオーガナイザーにサービス登録済みの者とする。

30－3 オーガナイザーに登録済みの車両（サービスカー)以外は、サービスパークに進入することは出来ない。また、登録済みの車両（サービスカー)であっても、オーガナイザーは速やかな競技目的の為、入場を拒否する場合がある。

30－4 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。

30－5 サービスパークでの車両整備範囲は下記のとおりとする。

・タイヤの交換　・ランプ類のバルブ交換　・点火プラグの交換

・Vベルトの交換　・各部点検増締め

・上記以外に作業員の安全を十分確保することが条件で、競技会技術委員長が許可した項目の装備品を取外すこと。

第31条　競技結果

31－1 競技結果はSSで記録された所要時間と、ロードセクション、その他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。

31－2 複数のクルーの最終成績が同じである場合は、最初のSSでより少ない所要時間を記録したクルーが上位となる。

31－3 これで順位が決定できない場合は、2番目以降のSSの結果を順次比較して決定する。

31－4 その他の減点項目を追加する。

第32条　罰則（ペナルティを含む）

ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定別添5：スペシャルステージラリーに適用される罰則に則り、該当する事が競技長によって認められた場合は、競技会審査委員会の裁定により罰則が適用となる。なお競技中、失格と裁定された参加者は、それ以降の競技続行は出来ないものとする。また、成績発表後に於いても失格の適用を受ける事がある。

第33条　棄権

クルーが競技途中で棄権する場合は、最寄りの競技役員にリタイヤ届を持って申告しなければならない。提出が不可能な場合は、電話等その他の手段で競技役員又は大会事務局へ連絡すること。リタイヤ又は失格となった場合は、直ちにゼッケン、ラリー競技会之証及びその他の競技会関係貼付物を取り除くこと。

第34条　失格

ラリー競技開催規定細則スペシャルステージラリー開催規定別添5の罰則に準ずる。

34－1 交通違反で警察に摘発された時。あるいは、交通事故を起こした時。

34－2 競技中著しく車体または保安部品を破損したとき。

34－3 リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。

34－4 走行マナーならびに競技者としての態度や品行に問題があるとき。

34－5 自力で走行不能となり他車による牽引等を受け戦列に復帰したことが判明したとき。

34－6 指定給油場所以外で給油、指定充電場所以外で充電を行ったとき。

34－7 競技中に乗員または車両を変更したとき。

第35条　競技会の打ち切り・中断と成立

35－1 競技の進行が、全て参加車両に対し不可能または著しい障害になったとき、又は他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと、競技長の判断によって打ち切り及び特定区間の中断がなされる。その場合、コース上の競技役員によって指示、または対策を指示する。

35－2 競技が打ち切りになった場合の成績は、打ち切り時点におけるものとする。

第36条　競技会の中止、延期または短縮

保安上、または不可抗力による事情が生じた場合は、審査委員会の決定によって競技会の開催を中止、延期、又はコースの短縮を行うことがある。又、中止・再競技の場合の日時は公式通知をもって公表する。

第37条　抗議

37－1 参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。ただし、自身の参加拒否ならびに競技会審査委員会の判定に対する抗議はできない。

37－2 抗議はその理由を具体的に記述し、1件につき21，200円の抗議料を添え文書により競技長に提出するものとする。抗議料はその抗議が正当と裁定された場合のみ返還される。

37－3 競技会審査委員会の裁定は抗議者に宣告される。

37－4 タイムカードに関する異議申し立てはその場で直ちに行い、現場の責任者の判定を最終とし、これに対する抗議は受付けない。

37－5 抗議が正当と裁定されなかった場合、必要経費は（作業料、運搬費用等）全てを抗議者が負担するものとする。

37－6 競技に関する抗議はフィニッシュ後30分以内、成績に対する抗議は暫定結果発表後30分以内にしなければならない。競技会技術委員長の決定に関する抗議は決定直後に提出しなければならない。

第38条　　本統一規則の解釈

競技会中に、本規則及び競技に関する諸規則（公式通知）の解釈について、疑義が生じた場合は競技会審査委員会が決定する。

第39条　　本統一規則の施行ならびに記載されていない事項

本規則書発行後、JAFにより決定された規定は、すべての本規則に優先する。 その他の事項についてはJAF国内競技規則とその細則のとおりとする。

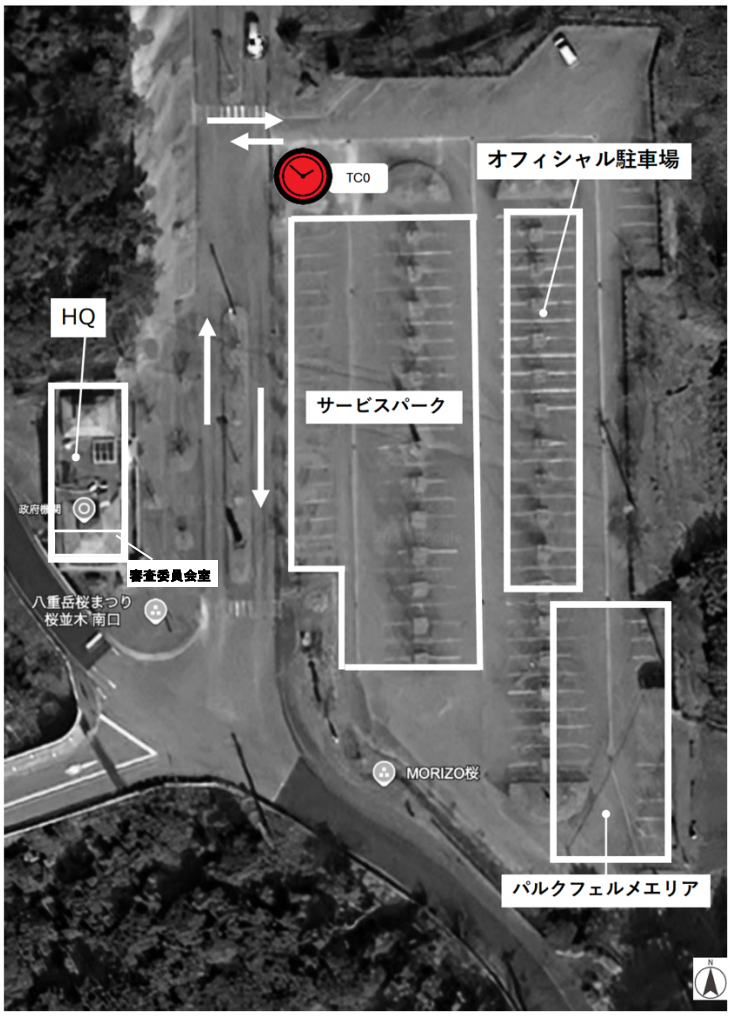
Kicking off Rally Challenge 2026 やんばるラリー大会組織委員会

細則1 アイテナリー

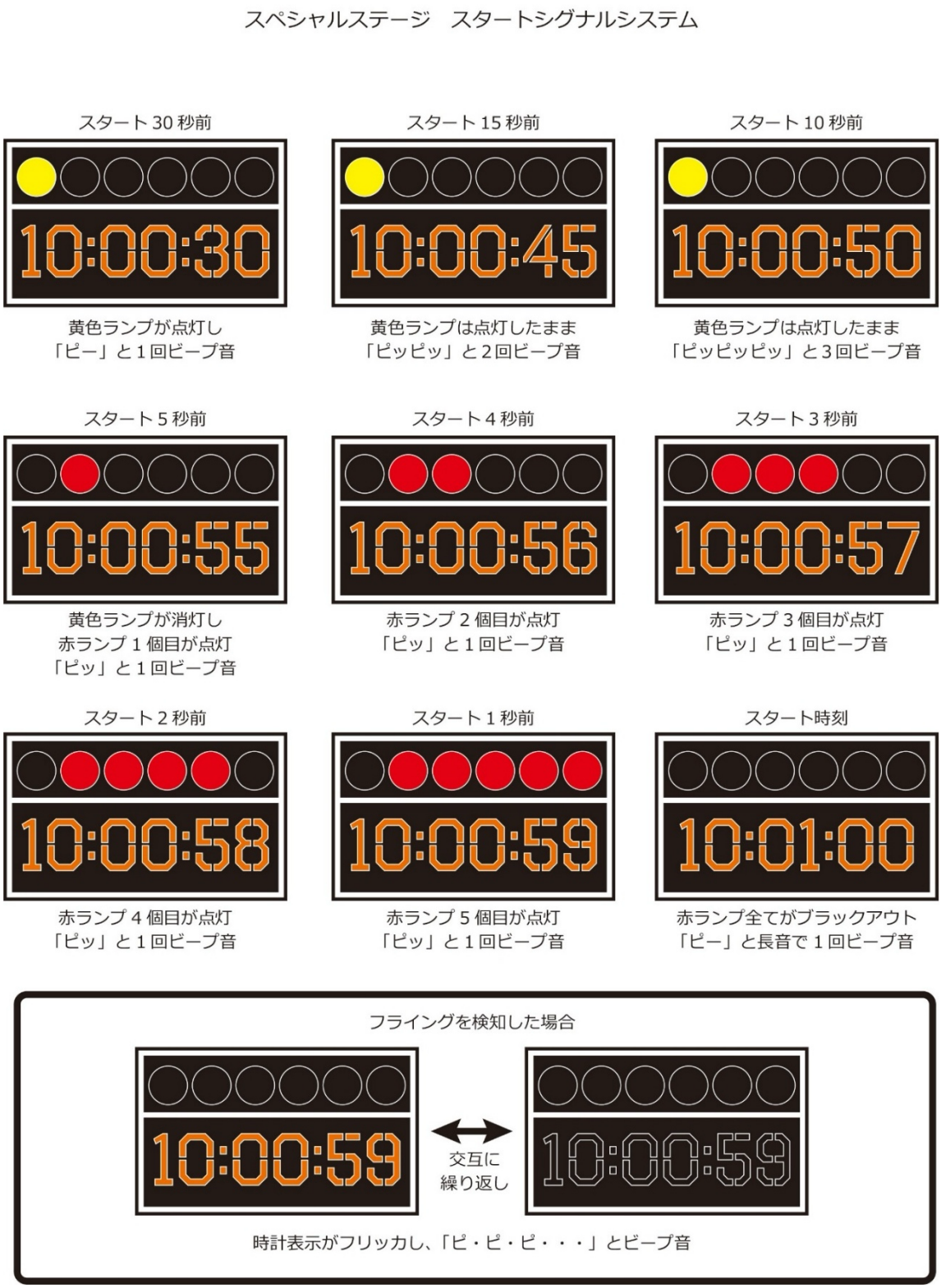
TC SS	Location/場所		SS dist.	Liaison dist.	Total dist.	Target time	First car due	
TC0	Start	桜の森公園					12:00	Section 1
TC1	MORIZO SAKURA	モリゾウ桜	-	4.39	4.39	0:20	12:20	
SS1	*CherryOokayo_1*	*チェリーオオカヨウ1*	*2.29*	-	-	-	**12:23**	
TC2	MORIZO SAKURA	モリゾウ桜	-	11.46	13.75	0:35	12:58	
SS2	*CherryOokayo_2*	*チェリーオオカヨウ2*	*2.29*	-	-	-	**13:01**	
TC2A	Service In	桜の森公園	-	11.52	13.81	0:30	13:31	
TC2B	Service Out	桜の森公園	(4.58)	(27.37)	(31.95)	0:35	14:06	
TC3	MORIZO SAKURA	モリゾウ桜		4.39	4.39	0:20	14:26	
SS3	*Cherry Kisenkawa_1*	*チェリーキセンカワ1*	*2.22*	-	-	-	**14:29**	
TC4	MORIZO SAKURA	モリゾウ桜		7.88	10.10	0:35	15:04	
SS4	*Cherry Kisenkawa_2*	*チェリーキセンカワ2*	*2.22*	-	-	-	**15:07**	
TC4A	Parc Ferme in	桜の森公園		8.03	10.25	0:25	15:32	
			(4.44)	(20.30)	(24.74)			
	Rally Total		9.02	47.67	56.69			

20261103_1

細則2 サービスパーク及びHQレイアウト図(八重岳桜の森公園駐車場・管理棟)



細則3　カウントダウンシステム（フライングチェック機能も含む）



このシステムが故障した場合は、クルーに十分聞こえる声で、「30秒－15秒－10秒－5秒－4秒－3秒－2秒－1秒」の順にカウントダウンする。